

News Release

平成24年10月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うちガスこんろ（都市ガス用）1件、ガスこんろ（LPGガス用）2件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち電気洗濯乾燥機1件、ウォーターサーバー（冷温水兼用型）1件、
食器洗い乾燥機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10件
(うち空気清浄機1件、携帯電話機1件、
DVDプレーヤー（ビデオ一体型）1件、自転車1件、
エアコン（室外機）1件、電気ケトル1件、介護ベッド用手すり1件、
電気洗濯機1件、電動車いす（ハンドル形）1件、エアコン1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議（※）において、審議を予定している案件
該当案件無し

1.～4.の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 介護ベッド用手すりについて（管理番号A201200479）

【消費者への注意喚起】

当該製品をベッドサイドに2本設置して使用していたところ、使用者（80歳代）の首が、2本設置したすき間にのった状態で発見され、死亡が確認されました。当該すき間に埋める簡易部品が適正に使用されていなかった状況を含め、当該事故の原因是、現在、調査中です。

介護ベッド用手すり（ベッドサイドレール）の使用に際しては、本件事故のように、ベッド片側に2本使用する場合、すき間が生じ、そのすき間に頭部などが入り込んだ場合、死亡や重傷などの重大な事故が発生するおそれがあります。現在、入り込みを防止する安全対策として、上部のすき間に埋める簡易部品（樹脂製）が、事業者により供給されています。ベッドサイドレールをベッド片側に2本使用している場合などは、事業者に御連絡いただき、簡易部品を取り寄せ、必ずベッドサイドレールに装着するようにしてください。

本件事故では、事業者（パラマウントベッド株式会社）が請求に応じて無償で配布している簡易部品について、当該製品に設置されていましたが、レンタル事業者からの説明が不十分で、適正に使用されていませんでした。

介護ベッド用手すりの使用に際しては、本件事故のほかにベッドサイドレールとヘッドボード（フットボード）のすき間に頭等が入る事故やベッドサイドレールの中のすき間に頭、腕や足が入る事故も発生しています。

平成21年3月には、介護ベッドの日本工業規格（JIS）が改正され、頭・首の挟み込み事故を防ぐためのすき間の基準強化が図られています。重大な被害に至る事故の発生を防止し、安全を確保するために、必ず簡易部品を使用するか、挟み込み・入り込みが起きにくくするよう改訂されたJISに対応した製品に変更してください。

介護ベッド用手すりを使用する方々及び使用者を介護する方々には、取扱説明書、製品の注意表示、製造事業者及び業界団体のホームページ、チラシなどに記載されている注意事項を今一度、御確認いただき、製品に関するリスクを認識し、正しく使用してください。

製品の使用の際に、不具合や不安等がある場合には、製造事業者、販売事業者又は最寄りの消費生活センターや消費者ホットライン（0570-064-370）等に速やかに御連絡・御相談ください。

日本福祉用具・生活支援用具協会及び医療・介護ベッド安全普及協議会においては、介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についての注意喚起の呼び掛けを行っておりますので御覧ください。

また、平成24年6月6日付で、経済産業省及び厚生労働省は、全国の都道府県等の関係部局に対して「介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検」依頼を行っています。

（経済産業省のホームページ）

URL : <http://www.meti.go.jp/press/2012/06/20120606003/20120606003.html>

（厚生労働省のホームページ）

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002cv6c.html>

(日本福祉用具・生活支援用具協会のホームページ)
URL : <http://www.jaspa.gr.jp/>

(医療・介護ベッド安全普及協議会のホームページ)
URL : <http://www.bed-anzen.org/>

医療・介護ベッド安全点検チェック表 医療・介護ベッドを安全にお使いいただくために

① 近年、医療・介護ベッドのサイドレールやベッド用グリップによる死亡事故等が報告されています。事故の多くは利用者の首や手足がサイドレール等のすき間や、内部の空間に入り込んだことによるものです。これらの事故の多くは、利用者の身体状況や使用状況によると思われるものであり、危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

このたび「医療・介護ベッド安全普及協議会」では、サイドレール等による事故を未然防止していただくために、「医療・介護ベッド安全点検チェック表」を作成いたしました。医療・介護ベッドでサイドレール等をご利用の際には、このチェック表で点検項目を確認し、必要に応じて対応を行ってください。

また、事故事例とその対応策を紹介した動画「医療・介護ベッドに潜む危険」もホームページで見ることができますので、合わせてご利用下さい。



サイドレール
サイドレールは、ベッドで寝ている人の転落や寝具の落下を予防するための製品です。



ベッド用グリップ
ベッド上の起きあがりやベッドからのたちあがりなどの動作を補助するための製品です。

- ・すき間を埋める対応品（スペーサー、サイドレルカバー等）のご利用は、各メーカーにお問合せください。
- ・製品事故の未然防止のため、安全対策が強化された2009年改正の新JIS規格が要求する寸法を満たす製品を使用することも一つの方法です。

特にご注意いただきたい方

- ・発作、病状、症状などにより、自分の体を支えられずサイドレール等に倒れ込む可能性のある方
- ・自力で起床不能から回復することができないと思われる方
- ・認知機能障害などにより、ベッド上で予測できない行動をとると思われる方
- ・片麻痺などの障害などにより、体位を自分で保持できない方

留意事項

挟み込み事故予防の観点から、ベッドの利用開始前に、ベッドやサイドレール等におけるすき間を確認し、ベッド利用者の心身の状態や、利用環境から、挟み込み事故の危険性がある場合は、以下の対応を行ってください。

- ・クッション材や毛布などですき間を埋める
- ・すき間を埋める対応品を使用する（対応品の内容については各メーカーにご相談ください）
- ・サイドレール等の全体をカバーや毛布で覆う
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う

●製品や対応品に関するお問合せは、各メーカーにお願いします。

協議会会員	お問い合わせ先	ホームページ
アイシン精機株式会社	0566-24-8882	http://www.aisin.co.jp/product/welfare/index.html
シーホンス株式会社	0120-20-1001	http://www.seahonse.co.jp/
パラマウントベッド株式会社	0120-36-4803	http://www.paramount.co.jp/
株式会社ブッツ	0120-77-3433	http://www.platz-id.co.jp/
フランスベッド株式会社	0120-39-2624	http://www.francebed.co.jp/
株式会社モルテン	03-3625-8510	http://www.molten.co.jp/health
株式会社ランダルコーポレーション	048-475-3662	http://www.lundai.co.jp

医療・介護ベッド安全普及協議会 【ホームページ】<http://www.bed-anzen.org> 【お問い合わせ先】03-3648-5510
ホームページではベッドを正しく安全にご利用いただくための「動画」や「パンフレット」を掲載しています。

医療・介護ベッド安全点検チェック表

氏名

記入日： 年 月 日

チェック項目

※チェック項目ごとに危険がないか確認し、必要に応じて対応を行ってください。
※チェック項目が該当しない、もしくは対応したら□を入れましょう。

チェック項目	事故事例と対応方法例	チェック欄
①ボードとサイドレール等の間に首を挟み込むなすき間はありませんか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)	<p>『事故事例』 無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>『対応方法例』 ●ベッド周りを整理整頓し、利用者が身を乗り出さないように配慮しましょう。 ●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や毛布等を入れて埋めましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。</p>	<input type="checkbox"/> 
②サイドレールとサイドレール等の間に首を挟み込むなすき間はありませんか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)	<p>『事故事例』 ベッドの背中を上げた状態で、目を離している間に利用者がバランスを崩し、2本のサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>『対応方法例』 ●利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフラットに戻しましょう。 ●すき間を埋める対応品を利用しましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。</p>	<input type="checkbox"/> 
③サイドレール等に頭を閉じ込みそうな空間はありませんか？ (頭の閉じ込みに対して、より安全であるための目安は、直径12cmの物が通らないことです。)	<p>『事故事例』 ベッドから起き上がる際にバランスを崩し、サイドレール内の空間に頭が入り込んでしまった。</p> <p>『対応方法例』 ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 ●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。</p>	<input type="checkbox"/> 
④利用者の状態を確認しながら、ベッドの操作を行っていますか？	<p>『事故事例』 利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、介護する方がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。</p> <p>『対応方法例』 ●ベッドを操作する前と、操作中最低1度は動作を止めて利用者の状態を確認しましょう。(※看護・介護する方が立っている場所と反対側は、布団などの死角となり特に注意が必要です。) ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。</p>	<input type="checkbox"/> 

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担当：大木、長井、川船
かわふね

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

別 紙

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生地道府県	備考
A201200468	平成24年9月14日	平成24年9月27日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-S301F-1	パロマ工業株式会社(現、株式会社パロマ)	火災	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。天から油を加熱したまま火を消し忘れた可能性を認め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	
A201200469	平成24年9月22日	平成24年9月27日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-M680F	パロマ工業株式会社(現、株式会社パロマ)	火災 軽傷1名	住宅1棟を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大分県	
A201200470	平成24年9月20日	平成24年9月27日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-N800V-R	株式会社パロマ	火災	住宅1棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生地道府県	備考
A201200471	平成24年9月2日	平成24年9月27日	電気洗濯乾燥機	AWD-E105ZA	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	滋賀県	
A201200476	平成24年9月8日	平成24年9月27日	ウォーターケーラー(冷温水利用型)	不明	株式会社東芝(現、東芝ホームアプライアンス株式会社)	火災	当該製品を使用中、異常に気付き確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	大分県	
A201200482	平成24年9月16日	平成24年9月28日	食器洗い乾燥機	DW-S2000	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	群馬県	9月27日に消費者安全法の重大事故として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生地道府県	備考
A201200472	平成24年9月18日	平成24年9月27日	空気清浄機	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。事故前から異臭がしていた状況、通電状態及び当該製品を分解していった状況も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	9月27日に消費者安全法の重大事故として公表済
A201200473	平成24年7月17日	平成24年9月27日	携帯電話機	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が事故を認識したのは、9月24日 7月26日に消費者安全法の重大事故として公表済
A201200474	平成24年9月15日	平成24年9月27日	DVDプレーヤー(ビデオ一体型)	火災 死亡1名	住宅の一室を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A201200475	平成24年9月1日	平成24年9月27日	自転車	重傷1名	当該製品未燃装路を過塗中、フレームが破損し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が事故を認識したのは、9月18日
A201200477	平成24年9月17日	平成24年9月28日	エアコン(室外機)	火災	異音に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	奈良県	9月27日に消費者安全法の重大事故として公表済
A201200478	平成24年8月31日	平成24年9月28日	電気ケトル	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故前から不具合があった状態で当該製品をコンセントに接続したままにしていた状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が事故を認識したのは、9月18日

電気洗濯乾燥機（管理番号：A201200471）



3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生地道府県	備考
A201200479	平成24年9月12日	平成24年9月28日	介護ベッド用手すり	死亡1名	当該製品をベッドサイドに2本設置して使用していたところ、使用者（80歳代）の方が、2本設置した間にのつた状態で発見され、死亡が確認された。当該すき間を埋める耐熱部品が適正に使用されていなかった状況を含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者名： パラマウントベッド株式会社 機種・型式： NO-100 (特記事項を参照) 当該事故は、製品起因か否かが特定できていないものであるが、当該製品の使用者、所有者、管理者、販売者等の責任を周知し、島崎製品の製造・使用を着実に促すため事業者名及び機種・型式を公表するもの 平成13年10月から 精前部品を導入配布
A201200481	平成24年9月17日	平成24年9月28日	電気洗濯機	火災	住宅1棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福井県	
A201200483	平成24年9月14日	平成24年9月28日	電動車いす（ハンドル形）	死亡1名	当該製品に乗車していた使用者（80歳代）が、当該製品とともに煙防下の海で発見され、死亡が確認された。現在、原因を調査中。	長崎県	
A201200484	平成24年9月13日	平成24年9月28日	エアコン	火災	住宅1棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	製造から10年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

食器洗い乾燥機（管理番号：A201200482）



News Release

平成24年10月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うち継ぎ手ホース（L Pガス用）1件) | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うち手すり（浴室用）1件、ルーター（パソコン周辺機器）1件、
電気スタンド1件、電動アシスト自転車1件、フィットネスボール1件) | 5件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うちスピーカー1件、電気ポンプ（井戸用）1件、踏み台1件、
水槽用照明器具（コンセント付き）1件、エアコン1件) | 5件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議（※）において、審議を予定している案件
該当案件無し | |

1.～4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
(管理番号A201000982、A201100236、A201100968及びA201200239を除く。)
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 沖電気工業株式会社が製造し、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提供しているルーター（パソコン周辺機器）について（管理番号A201100236）

①事故事象について

沖電気工業株式会社が製造し、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提供しているルーター及び周辺を焼損する火災が発生しました。

調査の結果、電源回路のコンデンサー容量が抜けてトランジスター故障が発生し、トランジスターに過電流が流れた際に、ACアダプターの電流制限保護回路が機能しなかったためトランジスターが異常発熱し、発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

沖電気工業株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、平成23年1月17日にプレスリリース及びホームページへ情報を掲載するとともに、同年1月21日から使用者へダイレクトメールを送付し、同年1月24日より、当該製品のACアダプターを回収し、異常電流を防止するためのヒューズを内蔵したACアダプターへの無償交換を実施しています。

③対象製品等：対象製品名、機種・型式、提供期間、回収対象台数

対象製品名	機種・型式	提供期間	回収対象台数
ひかり電話ルーター (NTT東日本：フレッツ光)	RT-200KI	平成17年11月 ～ 平成22年11月	約404,900台
ひかり電話ルーター (NTT西日本：Bフレッツ マンションタイプ)		平成17年11月 ～ 平成22年12月	約2,200台
合計			約407,100台

回収率

97.5%（平成24年9月30日現在）

対象製品の確認方法：前面のランプ表示部および上部のカードスロット格納部の色が「金色」、本体の色が「白色」の機器で、機器底面に貼付してあるシールに記載の機器名称が「RT-200KI」のものが対象です。



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償回収・交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(東日本電信電話株式会社エリアの方の問合せ窓口)

N T T 東日本電源アダプター交換ご案内センタ

電話番号: 0120-101-336

* I P 電話の方は 03-5960-7099

受付時間: 9時~17時(土・日・祝日、年末年始休暇を除く。)

ホームページ: <http://www.ntt-east.co.jp/>

(西日本電信電話株式会社エリアの方の問合せ窓口)

N T T 西日本電源アダプター交換ご案内センタ

電話番号: 0120-303-144

* I P 電話の方は 03-5960-7180

受付時間: 9時~17時(土・日・祝日、年末年始休暇を除く。)

ホームページ: <http://www.ntt-west.co.jp/>

別紙

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生地道府県	備考
A201200535	平成24年10月7日	平成24年10月22日	給湯手ホース(LPガス用)	EC40007-00004	株式会社十川ゴム	火災	ガス栓に当該製品を介して接続したガス炊飯器を使用中、異音に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の接続状況を含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	10月23日に公表したガス栓に関する事故(A201200521)と同一

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生地道府県	備考
A201000982	平成22年12月2日	平成23年2月22日	手すり(浴室用)	UST-130	アロン化成株式会社	重傷1名	使用者(80歳代男性)が入浴中、異音がしたため家人が確認すると、使用者が倒れており、負傷していた。現場に、浴槽から当該製品が転げて床に落ちていた。	北海道	平成22年2月26日にバス・浴槽・石鹼機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できない事故として公表していたもの
A201100238	平成23年6月23日	平成23年7月1日	ルーター(パソコン周辺機器)	RT-200KI	沖電気工業株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 開閉の軽度、電源回路のコンデンサー容量が強いためスイッチ・接線が発熱し、トランジスタ等に過電流が流れた際に、ACアダプターの電源端子保護回路が機能しなかったためトランジスターが過常発熱し、着火に至ったものと想われる。	東京都	平成23年7月5日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故(2件)、製品起因か否かが特定できない事故として公表していたもの 7月17日からコードを実施(特記事項を参照) 回収率 97.5%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・形式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100968	平成24年1月29日	平成24年2月10日	電気スタンド	SGSM-02B8-AW	ヤマギワ株式会社	重傷1名	施設で入浴者がアームが指を負傷する事故が発生した。当該器具のアームは、アームの角部によってアームの間の隙間が開閉し、アームの隙間が開いた際、アームのビニール紐の金属がせり出していく機構となつており、使用者がアームの隙間に指を入れた状態でアームを曲げたため、アームの隙間が閉じてアームと一緒に手を挟み、指が挟まれて、事故に至ったものと想定される。当該器具には、「アームの間に手を入れないで下さい」と記載されている。	神奈川県	2月4日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であつて、該品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201200239	平成24年5月21日	平成24年6月29日	電動アシスト自転車	アンジェリーノ・シスクSRD-A26LA0	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	倒れていた当該器具を起こそうとした際に、手を突き刺さる結果、当該器具のヘッドパイプ部(フレームの一端)に割り付けられている器具の下部が、ケースから露出し指が入り込む構造であったが、指はさみに掛ける注意表示がなかったことから、使用者が自転車を起こす際(ハンドル)に指を突き込み、事故に至ったものと想定される。 事業者は平成24年9月27日に自社ホームページに指挟みに関する注意喚起を実施している。	神奈川県	7月3日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であつて、該品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201200540	平成24年10月5日	平成24年10月23日	フィットネスボール	B-6160	トーエイライト株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該器具を使用中、当該器具が破裂して負傷した。現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

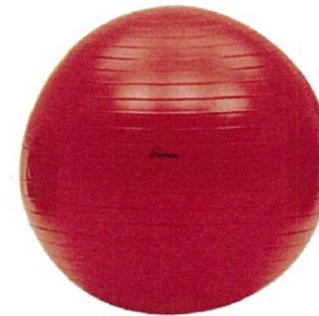
管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	
A201200536	平成24年10月6日	平成24年10月22日	スピーカー		火災	当該製品を使用中、異常がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201200537	平成24年10月4日	平成24年10月22日	電気ポンプ(井戸用)		火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があつた。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A201200538	平成24年10月15日	平成24年10月23日	踏み台	重傷1名		当該製品を使用中、転倒し、負傷した。当該製品の支柱が折れた状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A201200539	平成24年8月23日	平成24年10月23日	水槽用組合器具(コンセント付き)		火災	当該製品に他の製品と一緒に接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が事故を認めたのは、10月16日
A201200541	平成24年10月13日	平成24年10月24日	エアコン		火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の接続状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件無し

手すり（浴室用）（管理番号：A201000982）



フィットネスボール（管理番号：A201200540）



電動アシスト自転車（管理番号：A201200239）



News Release

平成24年10月30日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うちカセットこんろ1件、ガスふろがま用バーナー（都市ガス用）1件、石油ふろがま1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うちバッテリーパック（ノートパソコン用）1件、電気洗濯機1件、食器洗い乾燥機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
(うちスピーカー1件、シュレッダー1件、扇風機1件、温水洗浄便座1件、オーブントースター1件、歩行補助車1件、ウォーキングマシン1件、接着剤1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議（※）において、審議を予定している案件
該当案件無し

1.～4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に關し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
(管理番号A201100225及びA201100762を除く。)
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

- (1)株式会社世田谷製作所が製造したガスふろがま用バーナー（都市ガス用）について
(管理番号A201200546)

①事故事象について

株式会社世田谷製作所が製造したガスふろがま用バーナー（都市ガス用）を使用中、異音とともに当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品内の部品の設計の不具合により、ガバナ部（整圧器）のダイヤフラム（ガスの供給圧力の変動に応じて動く弁）に亀裂が生じて機器内部でガス漏れが発生し、漏れたガスにバーナーの炎が引火し、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、平成19年4月19日からホームページによる告知により注意喚起を行い、OEM製品を含む対象製品について無償点検・部品交換を実施しています。

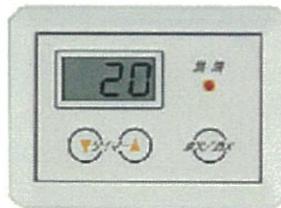
③対象製品等：会社名、機種・型式、製造期間

会社名	機種・型式	製造期間
株式会社世田谷製作所	R 38 B R 137 B CS 31 B CS 32 B CS 33 B FE 15 TA-097UE T TA-270UE T TA-OK270UE T GS-1	1998年5月～2006年5月 1997年6月～2006年5月 1998年6月～1998年8月 1998年10月～2006年4月 2001年5月～2001年6月 2000年4月～2006年5月 1997年9月～2006年5月 1997年8月～2006年5月 2000年11月～2005年11月
株式会社オカキン	OK-A R型-L E OK-B R型-L E	1997年11月～2006年8月 1997年11月～2006年7月
東京ガス株式会社	ST-913RFA ST-912RFBシリーズ ST-9150CFS	1997年6月～2006年5月 1998年5月～2006年5月 1999年10月～2006年5月
株式会社ハーマン	YF702	1997年6月～2002年2月

改修対象台数 39, 337台

改修率 71. 8% (平成24年8月31日現在)

対象製品の確認方法：浴室内に下記リモコンのどちらかが設置されている場合は、上記対象表の機種・型式、製造期間が該当していないか御確認ください。



※ GS-1のストーブは除きます。

④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ製造事業者等の行う無償点検・部品交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

なお、改修対象製品には、株式会社世田谷製作所のガスふろがま用バーナーを組み込んだガスふろがまを製造している株式会社オカキンと、株式会社世田谷製作所からバーナー付ふろがまのOEM供給を受け、販売している東京ガス株式会社及び株式会社ハーマンの製品もあります。

(株式会社世田谷製作所の問合せ先)

電話番号：0120-634-126

受付時間：9時～17時（平日のみ。）

ホームページ：<http://www.setagaya-seisakusyo.co.jp/cgi-bin/pdfdata/20081211220036.pdf>

(株式会社オカキンの問合せ先)

電話番号：0120-581-126

受付時間：9時～19時（日・祝日を除く。）

ホームページ：<http://www.okakin.com/news/0.html>

(東京ガス株式会社の問合せ先)

電話番号：0120-133-278

受付時間：9時～19時（月～土）

9時～17時（日・祝日）

ホームページ：<http://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20070418-03.html>

(株式会社ハーマンの問合せ先)

電話番号：0120-248-772

受付時間：9時～17時30分（平日のみ。）

ホームページ：<http://www.harman.co.jp/news/news18.html>

(2) 株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまについて（管理番号A201200550）

①事故事象について

株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまを使用中、ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、機器の修理、点検及び空焚き防止装置の作動状況を判定するため、一時的に使用する点検用コネクター（空焚き防止装置を働かせないようにするもの）を修理・点検後に戻し忘れたため、浴槽排水栓の閉め方が

不十分で空焚きとなった際に空焚き防止装置が作動せず、火災に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、修理・点検における点検用コネクターの戻し忘れにより空焚き事故が発生したことから、事故の防止を図るため、平成19年7月27日にプレスリリースを行い、点検用コネクターが付属されている全ての機種について、点検用コネクターの戻し忘れないかの無償点検を実施しています。

また、他の対象機種と電気回路や熱交換器の構造等が一部異なる2機種（CK-11及びCK-11S（当該製品））については、空焚き防止回路が不安定となることによって空焚き防止装置の作動頻度が多くなり、修理・点検の回数も増え、点検用コネクターの戻し忘れの可能性が高くなることから、安定的な作動を確保するため基板を交換する改修を実施しています。

平成19年7月28日には新聞社告を掲載するとともに、販売店・サービス店を通じ、チラシ、ポスター、TVCやホームページ等による無償点検・改修の呼び掛けを行っています。

③対象製品等：品目、機種名、製造期間、改修対象台数

品目	機種名	製造期間	改修対象台数
石油ふろがま	JK、JK2、JK-N ※ (バーナー型式：BM-71K、BM-71KT) (セット型式：JPK、JPS-T、JPK-N)	昭和59年7月～ 平成3年9月	243, 420台
	JPS-T3、JPK-N3	平成3年8月～ 平成13年9月	257, 603台
	CK-8、CK-8E	昭和60年1月～ 平成4年5月	23, 815台
	CK-9、CK-9E	昭和60年11月～ 昭和62年7月	3, 840台
	CK-10、CK-10S	昭和61年12月～ 平成13年9月	54, 181台
	CK-11、CK-11S	昭和62年4月～ 平成11年10月	111, 085台
小計		693, 944台	
追焚付石油給湯器	JIB-T	昭和59年11月～ 昭和63年1月	3, 150台
	JIB-2T	昭和59年10月～ 昭和63年7月	9, 093台
	JIB-4	昭和58年4月～ 昭和59年8月	4, 323台
	JIB-5、JIB-5E、JIB-5S、JIB-5SE	昭和58年11月～ 昭和61年7月	12, 990台
	JIB-6N、JIB-6NE、JIB-6NEG、 JIB-GNS、JIB-6NSG、JIB-6EA、 JIB-6EAG、JIB-6SA、JIB-6SAG	昭和61年3月～ 昭和63年4月	30, 333台
	JIB-7EG、JIB-7S、JIB-7SAG、 JIB-7SG	昭和62年12月～ 平成3年12月	39, 134台
	小計	99, 023台	
	合計	792, 967台	

※ 印の型式については、機器本体に表示がされており、別途、バーナー部には、バーナー型式名、取扱説明書には、セット型式が表示されています。

改修率

32.0%（平成24年9月30日現在）

対象製品の確認方法

〈型式表示場所〉※図は一例ですが、本体正面または側面に型式名の表示があります。



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検・改修を受けていない方は、浴槽に水があることを確認して使用していただくとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(株式会社長府製作所の問合せ先)

電話番号：0120-911-870

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ホームページ：<http://www.chofu.co.jp/support/important/20070727.html>

（本発表資料の問合せ先）

消費者庁消費者安全課

（製品事故情報担当） 担当：大木、長井、川船

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

（株式会社世田谷製作所が製造したガスふろがま用バーナー（都市ガス用）についての発表資料に関する問合せ先）

（株式会社長府製作所が製造した石油ふろがまについての発表資料に関する問合せ先）

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、谷、山田 電話：03-3501-1707（直通）

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生地直近県	備考
A201200545	平成24年10月16日	平成24年10月26日	カセットこんろ	CB-AP-14(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社加賀製作所 岩谷産業株式会社 ブランド	火災 死亡1名	当該製品で炎をおこしていたところ、当該製品に接続したカセットボンベが破裂し、当該製品を接続した。調査実因は、現在、調査中であるが、当該製品の部品の仕様の不具合により、ガバナ部(整圧部)のグイヤフラン(ガスの供給圧力の変動に応じて監視弁)に亀裂が生じて機器内部でガス漏れが発生し、漏れたガスにバーナーの炎が当たり、炎に至ったものと考えられる。	東京都	製造から10年以上経過した 製品 平成19年4月 19日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率 71.8%
A201200546	平成24年10月15日	平成24年10月26日	ガスふろがま用バーナー(都市ガス用)	TA-097	株式会社世田谷製作所	火災	当該製品を使用中、ブレーカーが作動したため遮断すると、当該製品及び周辺を燃焼する火災が発生している。 事故実因は、現在、調査中であるが、機器の修理、点検及び空気き防腐装置の作動状況を判定するため、一度機器を使用する点検用コネクタを接続したところ、電源を接続する際にするものの、電源投入後1度も点検しないため、溶接構造物の開け方があ不十分で空気が入った際、空気き防腐装置が作動せず、火災に至ったものと考えられる。	兵庫県	製造から10年以上経過した 製品 平成19年4月 21日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率 32.0%
A201200550	平成24年10月16日	平成24年10月26日	石油ふろがま	CK-11S	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、ブレーカーが作動したため遮断すると、当該製品及び周辺を燃焼する火災が発生している。 事故実因は、現在、調査中であるが、機器の修理、点検及び空気き防腐装置の作動状況を判定するため、一度機器を使用する点検用コネクタを接続したところ、電源を接続する際にするものの、電源投入後1度も点検しないため、溶接構造物の開け方があ不十分で空気が入った際、空気き防腐装置が作動せず、火災に至ったものと考えられる。	宮城県	製造から10年以上経過した 製品 平成19年4月 21日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率 32.0%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生地直近県	備考
A201100225	平成23年6月16日	平成23年6月29日	パッテリーパック(ノートパソコン用)	361742-001	日本ヒューレット・パッカード株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を接続する火災が発生した。 調査の結果、当該製品の不具合により出火したものと考えられるが、保護基板が正常に動作したこと、パッテリーセル内に短絡痕が認められないことから、不具合となった原因の特定には至らなかった。	千葉県	平成23年7月1日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であつた。該機器の起因がガス機器・石油機器が否かが特定できない事故として公表していた(公表済)

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100762	平成23年12月16日	平成23年12月20日	電気洗濯機	NA-F5028	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品内部の制御基板のモーター回路ニスクタ部のバーン傷弁と基板の欠陥やコネクターピンの溶接部が認められることからコネクターピン間のトラッキング、又は、はんだクラックによるアーキ放電のいずれかの事象により引火に至ったものと考えられるが、当該事業者はなんら付け箇が徴兆していなかったため、事故原因の特定には至らなかった。	大阪府	1月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない場合として公表しているもの
A201200549	平成24年10月10日	平成24年10月26日	食器洗い乾燥機	DW-S2000	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、火災警報装置が鳴動したため確認すると、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	京都府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200542	平成24年10月14日	平成24年10月25日	スピーカー	火災	他社製のアンプに接続された当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	10月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200543	平成24年10月15日	平成24年10月25日	シェレッダー	火災 鞋革1名	当該製品を使用中、電源スイッチの操作を繰り返したところ、爆発する火災が発生し、1名が負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201200544	平成24年8月13日	平成24年10月25日	扇風機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	製造から10年以上経過した製品 事業者が事故を認めたのは、10月16日
A201200547	平成24年10月16日	平成24年10月26日	温水洗浄便座	火災	飲食店で異常に気付き確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A201200548	平成24年9月15日	平成24年10月28日	オープントースター	重傷1名	当該製品で調理後、当該製品から食品を取り出したところ、食品が破裂し、頭に火薙を負った。現在、原因を調査中。	広島県	事業者が事故を認めたのは、10月16日
A201200551	平成24年5月27日	平成24年10月29日	歩行補助車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、自動車に轢こうとしたところ、当該製品とともに転倒し、負傷した。現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が事故を認めたのは、10月22日
A201200552	平成24年8月14日	平成24年10月28日	ウォーキングマシン	重傷1名	店舗で小学生が展示中の当該製品を使用中、左足を負傷した。当該製品が破損した状態で展示されていた状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が事故を認めたのは、10月10日
A201200553	平成24年10月16日	平成24年10月29日	接着剤	死亡1名	当該製品を使用して作業中、氣分が悪くなり、胸部に苦痛後、死亡した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

食器洗い乾燥機（管理番号：A201200549）

